

住宅改修費支給申請に係る事務取扱の変更について

- 1 介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明してください。
 - ・複数の住宅改修の事業者から見積もりを取ることを強制するものではありません。
 - ・複数の住宅改修の事業者から見積もりを取った場合、最も低い金額を提示した事業者を選定することを強制するものではありません。
※価格や技術・施工水準等を勘案し、適正な住宅改修が実施できる事業者を選定してください。
 - ・事業者の選定に当たっては、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者に説明を行った記録、利用者がどのような選択を行ったかの記録を事前申請書類と支援記録に記載してください。
※たとえば利用者が1業者からしか見積もりを取らなかった場合でも、その説明の記録・選定理由の記録を記載してください。

- 2 見積書の様式について
 - ・居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成12年3月8日老発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別紙2に定める見積様式を使用してください。
※記載項目をすべて満たしている場合は、同等の見積様式でも認めることがあります。事前に介護認定係まで確認をお願いします。
 - ・なお、平成31年3月31日までに提出される見積書については、現在使用している見積書の様式を使用してもかまいません。

- 3 その他
 - ・今回の変更については、介護保険最新情報 Vol.664 を参照してください。